平成２２年（フ）第１０４号
山梨県中央市下河東672番地３、申立時の住所山梨県笛吹市御坂町成田2550番地１　河野アパート１号
債務者　中込　浩文
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
山梨県西八代郡市川三郷町宮原1259番地
債務者　齋藤　尚美
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
山梨県西八代郡市川三郷町宮原1259番地
債務者　岡　恵美子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８１８号
名古屋市千種区日進通１丁目27番地の１　置地マンション311号
債務者　酒井　智帆
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１号
鳥取県境港市末広町１番地
債務者　梅谷美智子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第６８号
鳥取県米子市旗ケ崎６丁目３番20号　207号
債務者　松原　時夫
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５０８号
広島県安芸郡熊野町東山17番４―201号
債務者　中宮千賀子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９号
広島県三原市中之町６丁目22番３号
債務者　瀬波　孝江
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
広島県三原市沼田東町釜山1528番地11
債務者　坂本　健二
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
広島県世羅郡世羅町大字本郷610番地１
債務者　中谷　　進
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
広島県世羅郡世羅町大字本郷610番地１
債務者　中谷　賢子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
愛媛県松山市山越４丁目４番35号　エクセル丸栄306号
債務者　仁野　隆敏
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４２号
愛媛県松山市東長戸１丁目11番16号　コーポ五百木７号
債務者　武田　裕司
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５０号
愛媛県松山市辻町13番15号　第一サンハイツかねこ503号
債務者　藤本　賢次
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１号
愛媛県松山市辻町13番15号　第一サンハイツかねこ503号
債務者　藤本　正美
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５２号
愛媛県松山市辻町13番15号　第一サンハイツかねこ503号
債務者　藤本遼太郎
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５４号
愛媛県松山市空港通７丁目13番７号　仲西ビル３－２
債務者　越智　範定
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　松山地方裁判所